

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村 介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護保険法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）

計 11 枚（本紙を除く）

Vol.1513

令和8年6月22日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2164）
FAX：03-3503-2167

老 発 0622 第 3 号
令和 8 年 6 月 22 日

各 都道府県知事 殿
市 町 村 長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

介護保険法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）

本日、下記の省令及び告示が別添のとおり公布され、本年 8 月 1 日から施行することとされたところである。

- ① 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 105 号）
- ② 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額等の一部を改正する告示（令和 8 年厚生労働省告示第 253 号）

これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

介護保険施設における食費及び居住費の助成である特定入所者介護（予防）サービス費（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 51 条の 3 第 1 項及び第 61 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者介護（予防）サービス費をいう。以下「補足給付」という。）は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 83 条の 5、第 97 条の 3 及び第 172 条の 2 に規定する所得区分に該当する等の要件を満たす、要介護被保険者及び居宅要支援被保険者が対象とされており、食費及び居住費それぞれについて、基準費用額（食事の提供又は居住に要する平均的な費用の額等を勘案して厚生労働大臣が定める額をいう。）から負担限度額（平均的な家計における食費の状況及び特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額をいう。以下同じ。）を差し引いた額が支給される。

補足給付の支給並びに食費及び居住費の負担限度額の設定に係る所得区分については、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額との合計額が 80.9 万円以下であることが基準の一部として設けられているところ、令和 7 年の国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 27 条に規定する老齢基礎年金（満額）（20 歳から 60 歳になるまでの保険料を全額納めた際の年金額をいう。）が 80.9 万円を超えることを踏まえ、低所得者の自己負担に影響が出ないように、必要な改正を行うもの。

第 2 改正の内容

補足給付の支給並びに食費及び居住費の負担限度額の設定に係る所得区分の基準の一部について、80.9 万円から 82.65 万円に見直すこととする。（施行規則第 83 条の 5、第 97 条の 3 及び第 172 条の 2 並びに介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（平成 17 年厚生労働省告示第 413 号）並びに介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成 17 年厚生労働省告示第 414 号）並びに介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（平成 17 年厚生労働省告示第 417 号）並びに介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（平成 17 年厚生労働省告示第 418 号）関係）

第 3 施行期日

令和 8 年 8 月 1 日

○厚生労働省令第五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項並びに
介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項の規定に基づき、介護保険法施行規
則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十二日

厚生労働大臣 上野賢一郎

介護保険法施行規則の一部を改正する省令
介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

改 正 前

（傍線部分は改正部分）

（法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者）
第八十三条の五 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。

一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となった場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下同じ。）が特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第九十七条の三において同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。同条において同じ。）であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額（第九十七条の三第一号において「現金等」という。）が、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの

イ（略）

ロ 第一号被保険者であつて、公的年金等の収入金額等が八十二万六千五百円を超え百二十万円以下である場合 千五百五十万円（当該要介護被保険者に配偶者がいない場合にあつては、五百五十万円）

ハ 第一号被保険者であつて、公的年金等の収入金額等が八十二万六千五百円以下である場合 千六百五十万円（当該要介護被保険者に配偶者がいない場合にあつては、六百五十万円）

ニ・ホ（略）

二・三（略）

四 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であつて、その属する世帯の構成員の数（その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数）が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するものイ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。）並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年の

（法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者）
第八十三条の五 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。

一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となった場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下同じ。）が特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第九十七条の三において同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。同条において同じ。）であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額（第九十七条の三第一号において「現金等」という。）が、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの

イ（略）

ロ 第一号被保険者であつて、公的年金等の収入金額等が八十九万九千円を超え百二十万円以下である場合 千五百五十万円（当該要介護被保険者に配偶者がいない場合にあつては、五百五十万円）

ハ 第一号被保険者であつて、公的年金等の収入金額等が八十九万九千円以下である場合 千六百五十万円（当該要介護被保険者に配偶者がいない場合にあつては、六百五十万円）

ニ・ホ（略）

二・三（略）

四 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であつて、その属する世帯の構成員の数（その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数）が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するものイ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。）並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年の

合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に九十分の十（法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の二十、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の三十）を乗じて得た額（高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。）の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十二万六千五百円以下であること。

ロ（二）（略）

（法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者）

第九十七条の三 法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。

- 一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者が特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護予防サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者であり、かつ、当該居宅要支援被保険者及びその者の配偶者が所有する現金等が、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの。

イ（略）

- ロ 第一号被保険者であつて、公的年金等の収入金額等が八十二万六千五百円を超え百二十万円以下である場合 千五百五十万円（当該居宅要支援被保険者に配偶者がいない場合にあつては、五百五十万円）
- ハ 第一号被保険者であつて、公的年金等の収入金額等が八十二万六千五百円以下である場合 千六百五十万円（当該居宅要支援被保険者に配偶者がいない場合にあつては、六百五十万円）

- ニ・ホ（略）
- 二・三（略）

（施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者）

第七十二条の二 第八十三条の五、第八十三条の六（第一項第六号を除く。）、第八十三条の七及び第八十三条の八の規定は、施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者（同条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十三条の五	第九十七条の三において同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有	（略）	）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）
---------	--	-----	---

合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に九十分の十（法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の二十、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の三十）を乗じて得た額（高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。）の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万九千円以下であること。

ロ（二）（略）

（法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者）

第九十七条の三 法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。

- 一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者が特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護予防サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者であり、かつ、当該居宅要支援被保険者及びその者の配偶者が所有する現金等が、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの。

イ（略）

- ロ 第一号被保険者であつて、公的年金等の収入金額等が八十万九千円を超え百二十万円以下である場合 千五百五十万円（当該居宅要支援被保険者に配偶者がいない場合にあつては、五百五十万円）
- ハ 第一号被保険者であつて、公的年金等の収入金額等が八十万九千円以下である場合 千六百五十万円（当該居宅要支援被保険者に配偶者がいない場合にあつては、六百五十万円）

- ニ・ホ（略）
- 二・三（略）

（施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者）

第七十二条の二 第八十三条の五、第八十三条の六（第一項第六号を除く。）、第八十三条の七及び第八十三条の八の規定は、施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者（同条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十三条の五	第九十七条の三において同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有	（略）	）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）
---------	--	-----	---

(略)	
(略)	<p>しない者を除く。同条において同じ。であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額（第九十七条の三第一号において「現金等」という。）が、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 第一号被保険者であつて、公的年金等の収入金額等が八十二万六千五百円を超え二百二十万六千五百円以下である場合 千五百五十万円（当該要介護被保険者に配偶者が不在の場合にあつては、五百五十万円）</p> <p>ハ 第一号被保険者であつて、公的年金等の収入金額等が八十二万六千五百円以下である場合 千六百五十万円（当該要介護被保険者に配偶者が不在の場合にあつては、六百五十万円）</p> <p>ニ・ホ (略)</p>
(略)	
(略)	
(略)	<p>しない者を除く。同条において同じ。であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額（第九十七条の三第一号において「現金等」という。）が、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 第一号被保険者であつて、公的年金等の収入金額等が八十万九千円を超え百二十万円以下である場合 千五百五十万円（当該要介護被保険者に配偶者が不在の場合にあつては、五百五十万円）</p> <p>ハ 第一号被保険者であつて、公的年金等の収入金額等が八十万九千円以下である場合 千六百五十万円（当該要介護被保険者に配偶者が不在の場合にあつては、六百五十万円）</p> <p>ニ・ホ (略)</p>
(略)	

附 則

1 (施行期日)

この省令は、令和八年八月一日から施行する。

(経過措置)

2

この省令による改正後の規定は、要介護被保険者等（介護保険法第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。以下この項において同じ。）が受ける同法第五十一条の三第一項各号に規定する特定介護サービス及び同法第六十一条の三第一項各号に規定する特定介護予防サービス（以下この項において「特定介護サービス等」という。）が行われた月が令和八年八月以後の場合における同法の規定による特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給（以下この項において「特定入所者介護サービス費等の支給」という。）について適用し、要介護被保険者等が受ける特定介護サービス等が行われた月が同年七月以前の場合における特定入所者介護サービス費等の支給については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第百二十五十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第一号及び第二号並びに第六十一条の三第二項第一号及び第二号並びに介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項第一号及び第二号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年六月二十二日

厚生労働大臣 上野賢一郎

介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額等の一部を改正する告示

（介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額の一部改正）

第一条 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（以下「食費の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）の区分及び中欄に掲げる要介護被保険者の受ける特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者の受ける特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（以下「食費の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）の区分及び中欄に掲げる要介護被保険者の受ける特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者の受ける特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の区分	三	(略)	特定介護サービス又は特定介護予防サービスの区分	(略)	額
	イ	(略)		(略)	
ハ	イ	施行規則第八十三条の五第一号二に掲げる者であつて、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十二万六千五百円を超え百二十万円以下であるもの	(略)	(略)	(略)
	イ	(略)	(略)	(略)	

要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の区分	三	(略)	特定介護サービス又は特定介護予防サービスの区分	(略)	額
	イ	(略)		(略)	
ハ	イ	施行規則第八十三条の五第一号二に掲げる者であつて、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十九万九千円を超え百二十万円以下であるもの	(略)	(略)	(略)
	イ	(略)	(略)	(略)	

(略)	二 施行規則第九十七条の三第一号二に掲げる者であつて、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十二万六千五百円を超え百二十万円以下であるもの ホ (略)	(略)	(略)
(略)	五 (略) イ (略) ロ 施行規則第八十三条の五第一号二に掲げる者であつて、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十二万六千五百円以下であるもの ハ (略) 二 施行規則第九十七条の三第一号二に掲げる者であつて、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十二万六千五百円以下であるもの ホ (略)	(略)	(略)

(略)	二 施行規則第九十七条の三第一号二に掲げる者であつて、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万九千円を超え百二十万円以下であるもの ホ (略)	(略)	(略)
(略)	五 (略) イ (略) ロ 施行規則第八十三条の五第一号二に掲げる者であつて、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万九千円以下であるもの ハ (略) 二 施行規則第九十七条の三第一号二に掲げる者であつて、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万九千円以下であるもの ホ (略)	(略)	(略)

(介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の一部改正)
 第二条 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額(平成十七年厚生労働省告示第四百十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
<p>介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額(以下「居住費等の負担限度額」という。)は、次の表の上欄に掲げる要介護被保険者(法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。)又は居宅要支援被保険者(法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。</p>			
要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の区分	居室等の区分	額	
(略)	(略)	(略)	
二 (略) イ (略) ロ 施行規則第八十三条の五第一号二に掲げる者であつて、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十二万六千五百円を超え百二十万円以下であるもの	(略)	(略)	
要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の区分	居室等の区分	額	
(略)	(略)	(略)	
二 (略) イ (略) ロ 施行規則第八十三条の五第一号二に掲げる者であつて、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万九千円を超え百二十万円以下であるもの	(略)	(略)	

第三條 介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額の一部改正
 第三條 介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十七号）の一部を次の表のように改正する。

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	ホ (略)	(略)	(略)
(略)	ハ (略) 二 施行規則第九十七条の三第一号二に掲げる者であつて、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十二万六千五百円以下であるもの イ (略) ロ 施行規則第八十三条の五第一号二に掲げる者であつて、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十二万六千五百円以下であるもの ホ (略)	(略)	(略)
(略)	ハ (略) 二 施行規則第九十七条の三第一号二に掲げる者であつて、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十九万九千円以下であるもの イ (略) ロ 施行規則第八十三条の五第一号二に掲げる者であつて、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十九万九千円以下であるもの ホ (略)	(略)	(略)

(傍線部分は改正部分)

改正後

(略)	(略)	(略)	額
(略)	イ・ロ (略)	(略)	(略)
(略)	ハ (略) 二 施行規則第九十七条の三第一号二に掲げる者であつて、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十二万六千五百円以下であるもの イ (略) ロ 施行規則第八十三条の五第一号二に掲げる者であつて、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十二万六千五百円以下であるもの ホ (略)	(略)	(略)
(略)	ハ (略) 二 施行規則第九十七条の三第一号二に掲げる者であつて、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十九万九千円以下であるもの イ (略) ロ 施行規則第八十三条の五第一号二に掲げる者であつて、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十九万九千円以下であるもの ホ (略)	(略)	(略)

改正前

(略)	(略)	(略)	額
(略)	イ・ロ (略)	(略)	(略)
(略)	ハ (略) 二 施行規則第九十七条の三第一号二に掲げる者であつて、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十二万六千五百円以下であるもの イ (略) ロ 施行規則第八十三条の五第一号二に掲げる者であつて、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十二万六千五百円以下であるもの ホ (略)	(略)	(略)
(略)	ハ (略) 二 施行規則第九十七条の三第一号二に掲げる者であつて、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十九万九千円以下であるもの イ (略) ロ 施行規則第八十三条の五第一号二に掲げる者であつて、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十九万九千円以下であるもの ホ (略)	(略)	(略)

介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。）第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（以下「食費の特定負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。）第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（以下「食費の特定負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

(介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の一部改正)
第四条 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額(平成十七年厚生労働省告示第四百十八号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。)第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額(以下「居住費の特定負担限度額」という。)は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

所得の区分		居室の区分	額
三	特定旧措置入所者以外の者であつて、次のいずれかに該当するもの イ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、次に掲げる額の合計額(以下「公的年金等の収入金額等の合計額」という。)が八十二万六千五百円以下のもの (1)・(2) (略)	(略)	(略)
四	特定旧措置入所者であつて、次のいずれかに該当するもの イ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、公的年金等の収入金額等の合計額が八十二万六千五百円以下であるもの	(略)	(略)

改 正 前

介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。)第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額(以下「居住費の特定負担限度額」という。)は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

所得の区分		居室の区分	額
三	特定旧措置入所者以外の者であつて、次のいずれかに該当するもの イ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、次に掲げる額の合計額(以下「公的年金等の収入金額等の合計額」という。)が八十九万九千円以下のもの (1)・(2) (略)	(略)	(略)
四	特定旧措置入所者であつて、次のいずれかに該当するもの イ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、公的年金等の収入金額等の合計額が八十九万九千円以下であるもの	(略)	(略)

附 則

1 (適用期日)

この告示は、令和八年八月一日から適用する。

(経過措置)

2

この告示による改正後の介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額、介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の負担限度額、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の規定は、要介護被保険者等(介護保険法第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。以下この項において同じ。)が受ける同法第五十一条の三第一項各号に規定する特定介護サービス及び同法第六十一条の三第一項各号に規定する特定介護サービス(以下この項において「特定介護サービス」という。)が行われた月が令和八年八月以後の場合における同法の規定による特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給(以下この項において「特定入所者介護サービス費等の支給」という。)について適用し、要介護被保険者等が受ける特定介護サービス等が行われた月が同年七月以前の場合における特定入所者介護サービス費等の支給については、なお従前の例による。

(傍線部分は改正部分)